

食料・農業・農村基本計画（抄）  
（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）

（2）グローバルマーケットの戦略的な開拓

① 農林水産物・食品の輸出促進

国内においては、消費者の低価格志向に加え、今後は本格的な少子高齢化・人口減少に伴って、農林水産物・食品の消費の減少が見込まれる。このような中で、農業・農村の持続性を確保し農業の生産基盤を維持していくため、品目ごとの特性を踏まえて国内需要に応じた生産を拡大することに加え、我が国の高品質な農林水産物・食品を輸出に仕向けるための努力を官民の総力を挙げて行い、可能な限り輸出を拡大していく。

2019 年の農林水産物・食品の輸出額は、9,121 億円となり、7 年連続で増加したものの、1 兆円目標には至らなかった。今後の更なる輸出拡大のため、在外公館や JETRO 等の諸機関とも連携して、輸出先国・地域の市場規模、インフラ、食の志向等を踏まえた輸出可能性をより深く分析するとともに、海外の食品安全規制への対応の強化、海外の規制・ニーズに応じた生産ができる事業者の育成、輸出先のニーズに応じた供給力の強化、海外で売れる可能性を持った新たな商品の発掘・開発・売り込みの強化、加工による付加価値の高い輸出の取組の強化等を品目ごとの課題に応じた対応を進める。

ア 輸出阻害要因の解消等による輸出環境の整備

令和元年 11 月に成立した「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第 57 号）に基づき、令和 2 年 4 月に輸出促進を担う司令塔組織として農林水産物・食品輸出本部を農林水産省に創設し、輸出促進に関する政府の新たな戦略（基本方針）を定め、実行計画（工程表）の作成・進捗管理を行うとともに、関係府省間の調整を行うことにより、政府一体となった輸出の促進を図る。

同本部の下で、輸出阻害要因に対応して輸出拡大を図る体制を強化し、放射性物質や動植物検疫に関する輸入規制の緩和・撤廃をはじめとした食品安全等の規制等に対する輸出先国との協議の加速化、国際基準や輸出先国の基準の策定プロセスへの戦略的な対応、輸出向けの施設整備と施設認定の迅速化、輸出手続の迅速化、意欲ある輸出事業者の支援、輸出証明書の申請・発行の一元化、輸出相談窓口の利便性向上、輸出先国の衛生基準や残留基準への対応強化等、貿易交渉による関税撤廃・削減を速やかに輸出拡大につなげるための環境整備を進める。

海外の規制・ニーズに対応できる産地の生産基盤を強化するため、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を通じた、グローバル産地づくりや、輸出向け施設整備に対するハード支援、品目ごとの課題に応じた輸出拡大に資する生産基盤の強化を推進する。また、日本政策金融公庫による低利融資等の支援を行う。

加工食品については、品目ごとに輸出が伸びている成功事例を分析し、他国へ

展開するとともに、食品製造業における輸出拡大に必要な施設・設備の整備、AI や IoT 等の革新的技術の活用による省力化・低コスト化、我が国の農林水産物を活用した海外のニーズに応える新商品の開発により、大幅な輸出拡大を図る。

#### イ 海外への商流構築、プロモーションの促進

GFP による商社等のマッチングや輸出診断を進めるほか、生産者・生産者団体と現地市場をつなぐ商社機能の強化、輸出用包材の規格化やコールドチェーンの整備など輸出物流の効率化・高度化、加工による付加価値の高い輸出の取組の強化を推進する。輸出の商流構築支援、日本食品海外プロモーションセンター (JFOODO) による品目、国・地域を重点化したオールジャパンのプロモーション強化、輸出拡大が期待される分野・テーマ別の輸出先市場開拓等の支援を行う。

日本食・食文化の海外普及を日本産農林水産物・食品の輸出拡大につなげるため、普及活動を担う人材の育成や、日本産食材サポーター店等の発信拠点の拡大・活用を推進する。

また、訪日外国人に対して、日本の食を、食事としてだけでなく、それを生み出す農林水産業や風土、歴史等のほか、当該地域が誇る文化・芸術やスポーツ等、多様なストーリーや体験と組み合わせて情報発信することや農泊での体験等を通じて、訪日外国人の日本の食への関心を高めるとともに、帰国後の日本産食材の消費拡大につなげる。

#### ウ 食産業の海外展開の促進

成長著しいアジア地域などでは所得の向上により内需が拡大しており、第三国がその拡大する需要を取り込もうとしている中、農林水産物・食品の輸出のみならず、食産業（食品産業や農業等）の戦略的な海外展開を通じて広く海外需要を獲得していくことは、国内生産者の販路や稼ぎの機会を増やしていくことにつながる。

このため、モノの輸出のみならず、食料安全保障の確立や我が国農業の持続的発展の観点から、我が国の技術やノウハウを活用したグローバル・フードバリューチェーンの構築等を通じた食産業の海外展開など生産者等の所得向上につながる海外需要の獲得のための取組を戦略的に推進する。

上記の取組を総合的に進め、令和 12 年までに農林水産物・食品の輸出額を 5 兆円（内訳については、少額貨物（1 ロット 20 万円以下）は除き、農産物 1.4 兆円、林産物 0.2 兆円、水産物 1.2 兆円、加工食品 2.0 兆円） とすることを目指す。

(参考) 品目毎の輸出額の目標

品目	2019 年実績	輸出額の目標	
		2025 年	2030 年
畜産品	708 億円	2,462 億円	5,692 億円
牛肉	297 億円	1,600 億円	3,600 億円
牛乳・乳製品	184 億円	304 億円	720 億円
鶏卵	22 億円	63 億円	196 億円
穀物等	462 億円	1,101 億円	2,961 億円
米	46 億円	97 億円	261 億円
野菜・果実等	445 億円	924 億円	2,306 億円
りんご	145 億円	177 億円	279 億円
ぶどう	32 億円	125 億円	380 億円
いちご	21 億円	86 億円	253 億円
ながいも	23 億円	33 億円	65 億円
かんしょ	17 億円	28 億円	69 億円
その他農産物	991 億円	1,449 億円	2,545 億円
緑茶	146 億円	312 億円	750 億円
植木	93 億円	128 億円	150 億円
切花	9 億円	19 億円	46 億円
林産物	371 億円	718 億円	1,660 億円
水産物	2,873 億円	5,568 億円	1兆2,303 億円
加工食品	3,271 億円	7,127 億円	1兆9,962 億円
その他	(549 億円)	1,110 億円	2,722 億円
計	9,121 億円	2兆459 億円	5兆151 億円